

墨田区営住宅条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条による改正（墨田区営住宅条例（平成9年墨田区条例第21号））

改 正 案	現 行
<p>（使用の手続）</p> <p>第10条 使用予定者として決定された者は、決定の通知を受けた日から30日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 規則で定める請書を提出すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>（使用者の保管義務）</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、区営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。<u>ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>（不正入居者に対する明渡請求等）</p> <p>第38条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p> <p><u>規則で定める資格を有する連帯保証人が連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第17条 〔略〕</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、区営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第38条 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該区営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p>

第2条による改正（墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成2年墨田区条例第27号））

改 正 案	現 行
-------	-----

<p>(使用の手続)</p> <p>第7条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、決定の通知を受けた日から30日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>規則で定める請書を提出すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>(使用者の費用負担)</p> <p>第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。<u>ただし、第1号に掲げる費用にあつては、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>～ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>規則で定める<u>資格を有する連帯保証人が連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。</p> <p>～ 〔略〕</p>
--	--

第3条による改正(墨田区シルバーピア条例(平成9年墨田区条例第22号))

改 正 案	現 行
<p>(使用の手続)</p> <p>第9条 使用予定者として決定された者は、決定の通知を受けた日から30日以内に次に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>規則で定める請書を提出すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>(使用者の保管義務)</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、シルバーピア又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。<u>ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(不正入居者に対する明渡請求等)</p> <p>第36条 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第9条 〔同左〕</p> <p>規則で定める<u>資格を有する連帯保証人が連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第16条 〔略〕</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、シルバーピア又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第36条 〔略〕</p>

<p>2～4 〔略〕</p> <p>5 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該シルバーピアの明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>6・7 〔略〕</p>	<p>2～4 〔略〕</p> <p>5 区長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃とそれまでに支払を受けた使用料との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該シルバーピアの明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。</p> <p>6・7 〔略〕</p>
---	---

第4条による改正（墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号））

改 正 案	現 行
<p>（使用手続）</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 使用予定者として決定された者は、遅滞なく次に掲げる手続をしなければならない。 規則で定める請書を提出すること。</p> <p>〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（収入に応じた減額）</p> <p>第10条の2 区長は、コミュニティ住宅の使用者及び同居者の収入が規則で定める基準の収入である場合には、当該コミュニティ住宅の使用料の額と収入の区分に応じて定める額との差額を当該使用料の額から減額することができる。ただし、当該減額後の使用料の額が前条の規定により減額された使用料の額を超えるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（災害等における減免及び徴収猶予）</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、区長は、規則の定めるところにより使用料（第10条又は前条の規定により使用料の減額を受けている場合には、当該減</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p><u>規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。</u></p> <p>〔略〕</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第10条の2 区長は、コミュニティ住宅の使用者の収入が規則で定める基準の収入である場合には、当該コミュニティ住宅の使用料の額と収入の区分に応じて定める額との差額を当該使用料の額から減額することができる。ただし、当該減額後の使用料の額が前条の規定により減額された使用料の額を超えるときは、この限りでない。</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第11条 〔同左〕</p>

額後の使用料をいう。以下この条及び次条において同じ。)を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

～〔略〕

使用者及び同居者の収入が著しく低額であるとき。

2 〔略〕

(使用者の保管義務等)

第19条 〔略〕

2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、コミュニティ住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(コミュニティ住宅の変更)

第20条 区長は、特別の事情があると認める場合は、使用するコミュニティ住宅の変更を許可することができる。

(付加使用料)

第23条 コミュニティ住宅(京島一丁目コミュニティ住宅を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、コミュニティ住宅を引き続き5年以上使用している場合において、当該使用者及び同居者の収入が20万円を超え、かつ、当該コミュニティ住宅を引き続き使用しているときは、規則で定める月から、当該コミュニティ住宅の使用料のほかに、付加使用料を納付しなければならない。

2 〔略〕

(収入の認定等)

第25条 区長は、前条の報告その他の資料に基づき、使用者及び同居者の収入を認定し、使用者にその認定した額、付加使用料の徴収の有無及び額、その徴収開始の時期その他必要な事項を通知する。

2・3 〔略〕

4 区長は、第18条第1号に掲げる事項に係る許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入(前項の規定により更正した場合にあって

～〔略〕

使用者の収入が著しく低額であるとき。

2 〔略〕

〔同左〕

第19条 〔略〕

2 使用者又は同居者の責めに帰すべき理由により、コミュニティ住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

〔同左〕

第20条 区長は、特別の理由があると認める場合は、使用するコミュニティ住宅の変更を許可することができる。

〔同左〕

第23条 コミュニティ住宅(京島一丁目コミュニティ住宅を除く。以下この項において同じ。)の使用者は、コミュニティ住宅を引き続き5年以上使用している場合において、当該使用者の収入が20万円を超え、かつ、当該コミュニティ住宅を引き続き使用しているときは、規則で定める月から、当該コミュニティ住宅の使用料のほかに、付加使用料を納付しなければならない。

2 〔略〕

〔同左〕

第25条 区長は、前条の報告その他の資料に基づき、使用者の収入を認定し、使用者にその認定した額、付加使用料の徴収の有無及び額、その徴収開始の時期その他必要な事項を通知する。

2・3 〔略〕

4 区長は、第18条第1号に掲げる事項に係る許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入(前項の規定により更正した場合にあって

は、その更正後の収入。次項において同じ。)が、第23条第1項に定める金額以下となったとき、若しくは当該金額を超えることとなったとき、又は別表第3の左欄に掲げる使用者及び同居者の収入の区分を異にすることとなったときは、その収入を認定する。

5 前項に定める場合のほか、規則で定める事由により、第1項の規定により認定した収入が第23条第1項に定める金額以下となったとき、又は別表第3の左欄に掲げる使用者及び同居者の収入の区分を異にすることとなったときは、使用者は、その収入の認定を求めることができる。

6 [略]

別表第3

使用者及び同居者の収入の区分	率
[略]	

は、その更正後の収入。次項において同じ。)が、第23条第1項に定める金額以下となったとき、若しくは当該金額を超えることとなったとき、又は別表第3の左欄に掲げる使用者の収入の区分を異にすることとなったときは、その収入を認定する。

5 前項に定める場合のほか、規則で定める事由により、第1項の規定により認定した収入が第23条第1項に定める金額以下となったとき、又は別表第3の左欄に掲げる使用者の収入の区分を異にすることとなったときは、使用者は、その収入の認定を求めることができる。

6 [略]

別表第3

使用者の収入	率
[略]	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(墨田区営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の墨田区営住宅条例(以下この条において「新条例」という。)第10条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に墨田区営住宅条例第10条第3項の規定による使用の許可を受ける者から適用する。

2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後に墨田区営住宅条例第10条第3項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第10条第1項の規定により提出された請書とみなす。

3 新条例第38条第4項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。

(墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例(次項において「新条例」という。)第7条第1項の規定は、施行日以後に墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第7条第3項の規定による使用の承認を受ける者から適用する。

2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後に墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第7条第3項の規定による使用の承認に係るものについては、新条例第7条第1項の規定により提出された請書とみなす。

(墨田区シルバーピア条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の墨田区シルバーピア条例(以下この条において「新条例」という。)第9条第1項の規定は、施行日以後に墨田区シルバーピア条例第9条第3項の規定による使用の許可を受ける者から適用する。

2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後に墨田区シルバーピア条例第9条第3項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第9条第1項の規定により提出された請書とみなす。

3 新条例第36条第5項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、同日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。

(墨田区コミュニティ住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の墨田区コミュニティ住宅条例(次項において「新条例」という。)第6条第2項の規定は、施行日以後に墨田区コミュニティ住宅条例第6条第3項の規定による使用の許可を受ける者から適用する。

2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後に墨田区コミュニティ住宅条例第6条第3項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第6条第2項の規定により提出された請書とみなす。